## 平成24年度

# 慶應義塾大学大学院入学試験問題

## 法務研究科

# 法律科目試験(論述式Ⅱ)

#### 注 意 1. 指示があるまで開かないこと。

- 2. この問題冊子は8頁ある。試験開始後ただちに落丁, 乱丁等の有無を確認し, 異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。
- 3. 受験番号と氏名は、解答用紙(表)上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
- 4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはいけない。
- 5. 解答は科目ごとに指定された解答用紙に書くこと。誤った解答用紙に解答した場合でも、 解答用紙の交換や再交付には応じない。
- 6. 答案は横書きとし、解答用紙(表)の左上から、順次、実線内に一行ずつ書き進めること。
- 7. 答案は、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。
- 8. この問題冊子の3,5,7,8頁は白紙である。下書きの必要があれば、この部分を利用し、解答用紙を下書きに用いてはならない。
- 9. 注意に従わずに書かれた答案, 乱雑に書かれた答案, 解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

# 商法

#### 〔問題〕

- 1 なぜ会社法が取締役の利益相反取引を規制しているのか、善管注意義務と忠実義務の関係を踏まえつつ、その趣旨を論じなさい。
- 2 甲株式会社の代表取締役 A は、取締役会の承認を得ないで、同社取締役 B 個人の乙銀行に対する 3,000 万円の借入金債務につき、同社を代表して、乙銀行との間で保証契約を締結した。 A および B の甲会社 に対する責任を説明しなさい。また、取締役会の決議を得ていた場合はどうかについても論じなさい。

## 民事訴訟法

#### [問題]

X は、Y に対して、2000万円の工事請負代金債権を有しているが、Y は、期限を過ぎてもこれを支払おうとしない。他方、Y は、X に対して、2500万円の売買代金債権を有している。

#### 間1

XがYを被告として、2000万円の工事請負代金の支払いを求める訴えを提起したところ、Yは、この訴訟手続の中で、2500万円の売買代金債権を自働債権として相殺する旨の主張をした。しかし、この相殺の主張は、時機に後れた防御方法であるとして却下され、Xの請求を認容する判決が確定した。Yは、請求異議の訴えを提起して、2500万円の売買代金債権を自働債権とする相殺を主張することができるか。

#### 間 2

X が Y を被告として、2000 万円の工事請負代金の支払いを求める訴えを提起したところ、Y は、この訴訟手続の中で、2500 万円の売買代金債権を自働債権として相殺する旨の主張をした。裁判所は、2000 万円の対当額について相殺の成立を認め、X の請求を棄却した。この判決に対して、X および Y のいずれかまたは双方は、控訴を提起することができるか。

### 刑事訴訟法

#### [間 題]

#### 【事 例】

平成23年1月10日,東京都八王子市所在の山林で,所在不明となっていた被害者の白骨死体が発見された。被害者の生存が第三者によって最後に確認されたのは,平成22年9月30日夕刻に被害者が被告人,A及びBとともにビジネスホテル三田に入ったときであることなどから,被告人らの犯行であることが判明し,被告人とBが平成23年8月4日に逮捕された(Aはすでに平成22年12月10日に交通事故で即死している。)。しかし,被害者の遺体の鑑定の結果,頭蓋冠,頭蓋底骨折等の傷害が存在することは明らかになったが,正確な死因は不明であり,Bの捜査段階での供述は,被告人が暴行したとは供述するものの,具体的な犯行態様や共謀関係については変遷を重ねており,客観的な遺体の傷害結果と合致する内容ではなかった。また,被告人は,被害者と会ったことは認めるものの,犯行を否認していた。

そこで、検察官は、「被告人は、単独又は A 及び B と共謀の上、平成22年 9 月30日午後 8 時30分ころ、東京都港区所在のビジネスホテル三田 4 階 2 号室において、被害者に対し、その頭部等に手段不明の暴行を加え、頭蓋冠、頭蓋底骨折等の傷害を負わせ、よって、そのころ、同所において、頭蓋冠、頭蓋底骨折に基づく外傷性脳障害又は何らかの傷害により死亡させた。」という傷害致死の訴因で起訴した。

#### 〔設問1〕

このような起訴は適法か、訴因の機能にふれて論じなさい。

#### 〔設問 2〕

上記事例において、証人 W が「A が死亡する 3 日前に、A から『被告人が被害者の頭部をバットで殴って死なせた』と聞いた。」と証言した場合において、この証言を被告人が被害者に暴行を加えて死亡させたという事実を証明する証拠とすることはできるか。

